

練馬区告示第 **327** 号

練馬区有通路条例（平成15年10月練馬区条例第40号）第6条の規定により練馬区有通路の区域をつぎのように変更し、新たに区有通路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年6月22日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月22日



練馬区長 吉田 健一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
21-214	練馬区	高野台 四 丁目 2128 番 18 地先	変更前	2.73 から 2.74	19.18	—
	練馬区	高野台 四 丁目 2128 番 16 地先 まで	変更後	3.37	19.18	12.18

練馬区有通路区域変更図

高野台 四丁目 地内

縮尺 600分の1

-  区有通路
-  区域変更による通路

